

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1252

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア～ケ （略）		ア～ケ （略）	
コ 公安職給料表級別職務区分表		コ 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
9 9級	(1) （略） (2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 ア 警察本部の課長（ <u>教養、監察、人身安全対策、少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許及び警備課</u> の課長に限る。）の職務 イ （略）	9 9級	(1) （略） (2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 ア 警察本部の課長（ <u>監察、人身安全対策、少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許、警備及び災害対策課</u> の課長に限る。）の職務 イ （略）
（略）		（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。